



寄稿

2 法律四方山

—いくつかの事例から



弁護士

月山 純典

私は、平成元年4月に司法修習生として採用された。東京での2年間の司法修習を終え、同3年4月1日第一東京弁護士会に弁護士登録、その後同6年4月1日に和歌山弁護士会に登録換えを行ない、爾来30年近く和歌山で弁護士として活動してきた。

弁護士法1条は、弁護士の使命は、基本的人権の擁護と社会正義の実現と定める。その使命のために日夜努力されている先輩・同輩・後輩がいらっしゃる中で、来し方を振り返ってみると赤面の至りである。ただ、弁護士の仕事は、クライアントにより相当程度拘束・規定されるものであることはやむを得ない。私の属する事務所が経験した印象深い事件や事例を通して、過ぎた和歌山での何年かを振り返ってみたい。これにより、違った側面から弁護士の業務・役割の一部を皆さんに理解してもらえたらと思う。

一 はじめに

印象的な出来事として、平成5年8月5日、夏の休暇を終えて東京へ帰る日に起こった、阪和銀行の副頭取が自宅前にて射殺されるという事件をあげておきたい。後に述べる、一連の阪和銀行を巡る事件の端緒ともいえる出来事であった。この事件は今も未解決のままである。

二 鉄道財団の競売

平成6年4月、和歌山へ戻った私を待っていた最初の案件は、海南市日方駅と生石山登山口駅を結んでいたいわゆる野上電気鉄道の特別清算の申立てに伴う鉄道財団（電車、レール等の動産、駅舎、線路敷き等の建物、土地を含む）の競売事件であった。競売のような強制執行を行うには、その正当性を示す執行文の付与された債務名義が必要となる。その典型例は、確定した裁判所の判決である。しかし、鉄道財団は、所轄官庁が当時の運輸省であったことから、運輸省から執行文を付与してもらう必要があることが判明した。同省と事前の協議・折衝を重ね

ながら、最後には霞が関の運輸省へ足を運び、当時の運輸大臣亀井静香氏の見事な揮毫のある執行文の交付を受け、無事鉄道財団の競売の申立てを和歌山地方裁判所に対して行うことができた。これにより鉄道財団に属する財産が散逸することなく、有能な特別清算人、地元海南市をはじめとする関係各位のご尽力・ご協力により整然と処理することができた。その一部が市民の皆さんの憩いの場になっていることを見ると、うれしい限りである。この件は、当時先例のないことであり、和歌山地方裁判所執行官は、後に一連の経緯を文書にまとめて最高裁判所に報告したとのことであった。

三 阪和銀行の破綻とその影響

1 これに続く事件として記憶に残るのは前述の阪和銀行に掛かる一連の処理案件である。

平成7年当時、都市銀行を筆頭に、第一・第二地銀等の金融機関は、不動産融資総量規制という行政指導に現れたように、いわゆるノンバンクと称される関連子会社による事業（融資やリース等）にも深く関与していたが、バブル経済の崩壊により、まずこれらノンバンクの債務が大きく銀行にのしかかってきた。というのも、母体行責任という名のもとに、関連ノンバンクの債権者には母体行が責任を持ち、迷惑をかけないという暗黙の了解が金融業界に存在していたからである。ただ、そうは言っても限度があり、阪和銀行の関連ノンバンク2社は、関西に本店のある他の第二地銀2行の関連ノンバンクとともに、平成7年4月、特別清算および会社整理（旧商法に規定があったが、現在は廃止されている）を裁判所に申し立てをするという方式で母体行からの関連会社の債務の切り離しを図り、母体行の財務の健全性を維持しようとした。私どもの事務所は、この阪和銀行の関連のノンバンクの特別清算と会社整理の両申立てに代理人弁護士として関与した。特別清算人、整理委員、各債権者の協力もあり、それぞれの申立ての目的そのものは達成されたものの大局は

動かず、同8年11月21日、大蔵省は阪和銀行に対して、戦後初という一部営業停止処分を下した。同日、早朝に鳴った自宅の電話の音は忘れられない。先に述べた関西に本店のある他の2行も後に紆余曲折を経ることになるが、当時は何故阪和銀行だけが営業停止処分なのかという思いが強く残った。

その後、この行政処分に対する不服申し立てが可能か、可能として不服申立を行うのか、元役員に対する株主代表訴訟、従業員の退職金を巡る紛争等にかかわることとなったが、阪和銀行の清算に向けて残務処理を黙々とこなされた日本銀行ご出身の頭取代行と阪和銀行生え抜きの総務部長のお二方のご尽力を記しておきたい。また、現在和歌山市消防局と消防署となっている場所に阪和銀行の本店があったことも記しておきたい。

2 阪和銀行が営業停止を受けることにより、従業員とともに真っ先に影響を受けるのが、阪和銀行をメインバンクとしてきた事業者である。営業停止処分から2週間ほどで資金繰りに行き詰った関西相互住宅株式会社とカンサイファイナンス株式会社が自己破産の申し立てを行い、同年12月6日、和歌山地方裁判所が破産宣告決定を行った。その時点で、債権者数約4700人、負債合計398億円という当時も今も和歌山県下最大級である破産事件となった。和歌山地方裁判所は破産管財人1名を選任し、破産管財人代理5名の態勢で事件に臨み、私も破産管財人代理の1人として事件に関わることになる。破産宣告日から事務所の電話は鳴りっぱなしとなり、1週間ほどは座って昼食を摂る時間がなかった。「預けた金は返還されるのか」、「従業員や社長に騙された」、「建築中の建物の請負代金の支払いはしてくれるのか」等、不満と怒りの矢面に立つことになった。債権者の中には何千万円も預けた方もおり、その失望と怒りははかり知れないものであった。最終的には8000人を超える債権者の方が破産債権届をなされて配当を受けることとなった。因み

に、債権者集会は、県民文化会館大ホールを借りて行われた。

裁判所から選任を受けた破産管財人および破産管財人代理の仕事は至って明瞭である。最大回収による最大配当である。そして、それは法律に基づき、平等に処理されねばならない。融資先からの債権の回収、不動産をはじめとする所有物件の売却・換価による両会社の配当財団は合計約43億2300万円となった。この事件は、合計4回にわたって配当を行い、破産事件の終結まで10年を要した事件であった。

不良債権処理、金融ビッグバンという名のもとに金融機関の整理、統合が進んだが、各地で多くの軋轢・紛争が発生したであろうことは想像にかたくない。

四 執行妨害について

不良債権処理との関連で触れなければいけないのは、不動産の競売に対するいわゆる執行妨害である。目も眩むような高級外車を擁したバブル紳士が事務所に乗りこんで来て、法外な交渉にくるのはまだしも、債権者が抵当権を設定していた建物が数日にして葬祭場に模様替えされ、第三者に占拠されたという事件があった。葬祭場にしてしまえば、誰も競売で落札するものはいないだろう、そして物件の評価額が下がった段階で自分たちが落札して、他へ高値で売ろうという筋書きのもとに生じた案件であった。

同様に、債権者が抵当権を設定していた広大な更地に、競売の申立てをした途端に、見張り台や見張り小屋が設置されたという案件もあった。

いずれも、今でいう反社会的勢力ないし準反社会的勢力による執行妨害であったと推測するが、民事保全法や民事執行法の保全処分を駆使し、執行官の臨場を要請する等して妨害を排除することができた。これら執行妨害、とりわけ抵当権という債権者の頼みの綱がダメージを受け、その換価が遅延し、ひいては不当に低い価

格で競落されては不良債権処理も進まないことから、抵当権に関して、従来の解釈・実務では考えられないような判決が相次いで出されるに至った。今日でも、各種の妨害は債権回収においては常に生じる問題である。

五 不当要求に対する対応

平成3年に成立した「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」、平成12年に成立した「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」及び平成19年6月19日付で犯罪対策閣僚会議幹事会申合せとして公表された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下指針という）は、社会のあらゆる場面で反社会的勢力と決別することを求める。

これらを受けて、各企業・事業者は勿論、普通地方公共団体も暴力団排除条例を制定する等対応に迫られることとなり、弁護士もアドバイスを提供することとなる。今や、銀行取引約定書、金銭消費貸借契約書、不動産売買契約書、不動産賃貸契約書等多くの契約書のテンプレートには、この暴力団排除条項が必ず含まれている。

そして、「私は、反社ではありません」という表明欄にチェックを入れないと、ゴルフ場やホテルの利用ができない、また、預金取引・融資取引といった銀行取引ができないといった時代にあることは皆さんもご承知のところである。弁護士会でさえ、あるメガバンクとの融資取引に入るにあたり、私は反社ではありませんという書面にサインを求められるという時代となった。その裏返しとして、反社との不透明な繋がり、利益供与が認められれば、その事業者が大きな社会的批判を受け、信用を失墜することとなる。

この関連で、少し苦い体験談を述べておきたい。私どもの事務所がアドバイスを提供していた先は元請負事業者、発注者は日本を代表する、また学生からも人気の高い企業である。東京都

内の工事現場で、不完全な工事によりマンションの一室に雨漏りが発生した。請負業者として、被害弁償はせざるを得ないことは当然であるが、被害者の要求は、その内容において不当なものであった。一次下請け業者も含めて、これ以上の要求額を受け入れる合理性はないと最終判断した矢先に、著名且つ有力な方から発注者企業に一報が入ったようである（被害者は、かねてから、その方と懇意であることを交渉の場で強調していた）。その後の発注者企業の動きと顛末は、いささかコンプライアンスに欠けるという残念な解決であったと考える。大企業の不祥事は今も後を絶たないが、その一端を見た気がした。

六 労使間の問題～人権の時代へ

労使間の問題は、いつの時代においても生じる古くて新しい法律問題である。解雇や配置転換の可否・是非、未払い残業手当、近時は、長時間労働、賃金格差、セクハラ・パワハラ問題による職場内の軋轢への対処等アドバイス業務は尽きない。

この問題で、私が注目したいのは、東京証券取引所が上場企業に対して示した行動指針・原則であるコーポレートガバナンス・コード（令和3年6月改定）の補充原則2-3①が「取締役会は、…従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適正な処遇…など、サステナビリティを巡る課題への対応は、積極的・能動的に取り組むように検討を深めるべきである」と個別・具体的に明記したことである。これにより、個別事案の解決が被雇用者側に大きく振れるというものではないが、労使問題がサステナビリティに関わる経営課題であることを使用者側が銘記すべきこととなった。

これに加えて、本稿のくくりとして、お伝えしたいのは、先の補充原則2-3①は、従業員の問題と並んで、「人権の尊重」も経営課題であると明記したこと、そして、これに先行する令和2年10月、政府が策定した「ビジネスと

人権」に関する行動計画（2020-2025）は、直接的には政府の人権への取り組みを示したものであるが、その第3章「政府から企業への期待表明」において、「政府は、その規模、業種等にかかわらず、日本企業が、」各種の国際的な人権にかかる準則を導入することを期待するという項目を挿入し、企業への対応を求めるに至ったことである。

これらは、国際的な流れに対する遅ればせながらの日本の経済界・政府の対応と考えるが、人権の尊重、人権の重視は日本国憲法をはじめ各国憲法の定める至上の価値であり、また本稿の冒頭に述べた弁護士の使命でもある。私は、どちらかと言うと、市民、個人の方々というより企業や組織・団体のクライアントに対して、アドバイスを提供・活動する時間が多い弁護士であったが、そうでありながらも人権に資することができるという経済界・政府の発出したメッセージに共感するとともに、頼もしく感じた次第である。

野上電気鉄道に始まり、ビジネスと人権で終わるという脈絡のない寄稿となってしまったが、今までの、そしてこれからの弁護士としての私の立ち位置を確認させていただくよい機会を与えていただいたことに感謝します。（阪和銀行など固有名詞を挙げている部分及び公表されている部分を除いて、事例は事実とは特定できないようデフォルメしています）